

(1枚目)

給(2)

写真
縦4cm×横3cm

脱帽上半身
3か月以内のもの

※この欄は記入しないこと
(給与欄は記入しないこと)

採用承認				令和8年(2026年)4月1日		人事	
学校名				職名			
所属コード							
給与承認							
級	号給	金額	次期昇給短縮期間			給与	
2							
次期昇給起算日			次期昇給年月日				
年 月 日			年 月 日				

履 歴 書

大阪府豊能地区公立学校教員採用選考テスト合格				校種		受験番号	
令和7年(2025年) 9月 26日				教科		大阪府/豊能地区 職員番号	
現住所	〒 —			名	フリガナ 男・女		
電 話	自宅	() —		前	年 月 日生 () 才		
	携帯	() —		旧名	改名年月日 年 月 日		
学歴 (小学校より記入)	期 間	入・編入 卒・修・退	実在学 年 数	学 校 名			標準修 学年数
	年 月 日	入		※学部、学科・課程名も記入			6
	年 月 日	卒		小学校			
	年 月 日	入					3
	年 月 日	卒		中学校			
	年 月 日	入・編・()					
	年 月 日	卒・修・()		☐ 昼間学部 ☐ 夜間学部 ☐ 通信教育 ☐ 科目履修生			
	年 月 日	入・編・()					
	年 月 日	卒・修・()		☐ 昼間学部 ☐ 夜間学部 ☐ 通信教育 ☐ 科目履修生			
	年 月 日	入・編・()					
	年 月 日	卒・修・()		☐ 昼間学部 ☐ 夜間学部 ☐ 通信教育 ☐ 科目履修生			
	年 月 日	入・編・()					
年 月 日	卒・修・()		☐ 昼間学部 ☐ 夜間学部 ☐ 通信教育 ☐ 科目履修生				
免 許 状	授 与 年 月 日	免許状の種類	教 科	授与権者			
	年 月 日			教育委員会			
	年 月 日			教育委員会			
	年 月 日			教育委員会			
	年 月 日			教育委員会			
	年 月 日			教育委員会			

〔記入の方法〕

- 小学校入学以後から記入する(途中で転校している場合は、入学校と卒業校の両方を記入)
- 大学(または短期大学)卒業見込者の卒業年月日は令和8年(2026年)3月31日とする
- 免許状取得見込者の授与年月日は、令和8年(2026年)3月31日とする
- 大学(各種専門学校)等の場合は、「昼間学部」「夜間学部」「通信教育」「科目履修」の該当する部分に✓印をつける
また、「夜間学部」「通信教育」「科目履修」の期間中の職歴等は3枚目に記入(職歴が無い場合は、「在家庭」と記入すること)
- 海外留学により、「大学卒業」、「大学院修了」等の資格を得た場合は、学歴欄に記入する

賞罰	□有・□無	年 月 日	賞罰歴の内容等

※罰金以上の刑に処せられたこと又は懲戒処分若しくは分限処分を受けたことの有無について、「有・無」のどちらかにチェックし、「有」の場合は、判決確定年月日等又は処分年月日とその内容（例：平成25年7月懲戒免職 生徒に対するわいせつ行為）を記入してください。

本書類に記入した事項は事実に相違なく、採用するに相応しくない非違行為が判明した場合、あるいは、虚偽の記入があった場合には、採用が取り消され得ることについて了承します。
また、私は地方公務員法第16条及び学校教育法第9条並びに平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神衰弱を原因とするもの以外）に該当していません。

年 月 日 名 前（自署）

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）（抄）
（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第10条第1項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※1 学校教育法第9条に定める教員等の欠格事由の一つである「拘禁刑以上の刑に処せられた者」には、
・拘禁刑以上の刑に付された執行猶予の期間
・拘禁刑以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処せられることなく10年を経過するまでの間の期間にある者も含まれるため、記入に当たって留意してください。
※2 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行前にした行為に対して、禁錮以上の刑に処せられ（※1と同様、「禁錮以上の刑に処せられた者」に含まれるとされる場合も含まれます。）、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者は、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者とみなされます。

○民法の一部を改正する法律 附則（平成11年法律第149号）

第3条 旧法の規定による禁治産の宣告は新法の規定による後見開始の審判と、当該禁治産の宣告を受けた禁治産者並びにその後見人及び後見監督人は当該後見開始の審判を受けた成年被後見人並びにその成年後見人及び成年後見監督人とみなす。

2 旧法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告は新法の規定による保佐開始の審判と、当該準禁治産の宣告を受けた準禁治産者及びその保佐人は当該保佐開始の審判を受けた被保佐人及びその保佐人とみなす。

3 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者及びその保佐人に関する民法の規定の適用については、第846条、第974条及び第1009条の改正規定を除き、なお従前の例による。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）（抄）
（人の資格に関する経過措置）

第443条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

給 (2)

名前 ()

[illegible]

(注) 1. 初任給(採用時の号給)は、あなたが記入した学歴・職歴をもとに、職種・雇用形態等に応じて経験年数に換算して決定しますので、正確に記入してください。

2. 学歴・職歴に記入漏れや記入間違いがあれば、給料の決定に影響が出るため正確に記入してください。

3. 教員免許の要否、保険加入の有無欄は、必ず「要」「否」、「有」「無」を記入してください。